

- 【1種・2種・3種会員規定】
第1条（目的）この規定は一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク（以下出法という）定款第6条に定める2種および3種会員について、必要な事項を定める。
第2条（定款）2種会員は、当法人の趣旨に賛同したスポーツクラブのオーナー（代表者等である者で理事会での承認を受けた個人とし、2種会員が運営する個人および団体3種会員とする。
第3条（権利）2種および3種会員の定める事項については当法人の定款にもあつてはならないとする。
第4条（オンラインファンズ）2種および3種会員は、法令、規定を守るだけではなく、様々なルールや社会規範も遵守することを誓い、コンプライアンスの問題が生じないように努める。万一問題が生じた場合は契約の解除およびそれにより生じた損害の賠償の責任を負ふ。
第5条（登録者の変更）2種および3種会員は、登録および団体の合併・組織変更が発生した場合には当法人に申し出なければならない。オンラインファンズである登録者および団体の合併・組織変更の場合、その権利義務を継承する新たな個人および団体の会員としての資格・権利義務を継承するものとする。この必要なる承認が必要になり、そのための必要な資料の提出を要する。
第6条（機密保持）2種および3種会員が業務を遂行するに当たり、必要とする情報や資料等の提供として、当法人の承認なくして他にこれを開示してはならない。
第7条（登録保持）会員規定ならびに福利厚生規定を公平に管理し、2種会員への登録については理事会の承認を得た個人とし、3種会員への登録は任意とする。反社会的勢力（暴力、威力や詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人）との関わりがない個人および組織とする。
第8条（権利）2種および3種会員が当法人との金銭的問題に関わり、債権関係を生じない事象が生じたと判断した場合は、当法人からの催告なしに登録を解除することができる。
第9条（知的所有権）業務遂行に当たり当法人が作成する各書類、映像、資料等一切の製作物等に対する著作権その他の知的所有権は当法人に所属する。
第10条（議決処理）前条までに定めのない事情が生じた場合、1種会員および1種会員の法人と当法人間で協議し、誠実に処理するものとする。
第11条（裁判管轄）万一争が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専断管轄とする。
附 則
この規定は、平成26年2月1日から実施する。

【個人情報保護方針】

一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク（以下「当法人」という）は、1種・2種・3種会員（以下「会員」という）の個人情報の重要性を深く認識し、個人情報を適正に取り扱い、保護するために細心の注意を払っています。

- 個人情報の利用目的
当法人は会員およびクラブの個人情報を（登録、加入用途）を、以下の目的に利用いたします。
(1) 事業運営に関する会員と事業の遂行のため(2) 電話、FAX、電子メール、郵便等による情報提供、各種ご案内、代金の口座引き落とし等、継続的な取引における管理およびこれに伴う各種ご案内の送付、連絡のため(3) 事業内容変更、事故等の緊急を要する連絡のため(4) 保険会社（保険代理店を含む）への保険金請求等、各種手続きに関する当法人の事務処理のため(5) 各種取引前後の事務処理のため
- 個人情報の安全管理
当法人は、会員およびクラブからお預かりした個人情報は、適切かつ慎重に管理し、漏洩、改ざん、紛失等がないよう適正な管理に努めます。
- 個人情報の第三者への提供
当法人は、会員およびクラブの個人情報の一部または全部を、書面または電子データの形で第三者に提供する場合があります。なお、以下のいずれかに該当する場合であっても、会員またはクラブからのご要望に従い、当該本人を識別できる個人データの提供を停止いたします。
(1) 会員の同意を得た場合(2) 契約をしている法人または個人への情報共有のため(3) 金融機関連系への口座引落手続のため(4) 保険会社及び保険代理店への保険金請求、保険加入手続のため(5) 当法人と関係がある法人への業務提携化を図るため(6) 法令に基づき法務機関、行政機関から法的義務を科す要請を受けた場合)

一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク・福利厚生規定

平成30年4月1日 施行

本規定では、一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク（以下では、「当法人」といいます。）が各会員に対して提供する福利厚生サービスに関して定めています。本規定における会員とは、特に断らない限り、2種会員、3種会員（チーム）、3種会員（指導者）、3種会員（選手・I・IIを含む）及び3種会員（グループ）のことを指します。

- 【1種会員】
- 当法人は、会員の登録を前提、日本中の子ども達が安全にスポーツに打ち込める環境づくりを目指しています。
 - 当法人は、前項記載の目的を達成するための一環として、会員に対して以下の各号記載の福利厚生サービスを提供し、会員は、その会員の種別及び活動状況に応じて、当法人が定める一定の条件を満たすことで以下の各号記載の福利厚生サービスの全部または一部の提供を受けることができます。なお、福利厚生サービスの提供を受けるに当たっては、当法人が定める費用を要する場合があります。
 - 1) ジュニア安全補償制度サービス (2) マスガード着用及び情報発信サービス (3) 体づくりに関連するサービス (4)AED普及普及促進活動サービス (5) スポーツ事故防止促進活動サービス (6) その他、(1)ないし(4)に附随する様々なサービス
 - 前項記載の福利厚生サービスの提供を受けるに当たっては、原則として、同項各号記載の福利厚生サービスの提供時に当法人の会員であることとを要するものとする。ただし、ジュニア安全補償制度サービスについては、サービスの提供開始時の移動を含む）の開始前まで会員であることとを要するものとする。
 - 2種会員及び2種会員が属する団体（特に指定のない限り）は、当法人が定めるサービス（チーム）を含みます。）は、原則として3種会員（指導者）、3種会員（選手）及び3種会員（グループ）に対して、各自の責任意で本規定を周知徹底しなければならないものとし、万一これに意ったことによりトラブルが発生した場合には、2種会員及び2種会員が属する団体が責任を持って対応しなければならないものとし、その場合には、当該2種会員、当該2種会員が属する団体、当該2種会員が属する団体の3種会員（指導者）、同じく3種会員（選手）及び同じく3種会員（グループ）が本規定に基づく福利厚生サービスを受けられないこととなります。

（ジュニア安全補償制度）

- ジュニア安全補償制度サービス（以下では、「安全補償制度サービス」といいます。）は、当法人が契約する保険会社の団体の総合補償制度費用保険料（行事参加者補償制度費用保険料特約）、死亡補償、後遺障害及び施設所有（管理）者賠償責任保険に基づく補償制度で、以下の各号により構成します。
- 3種会員（指導者）、3種会員（選手）及び3種会員（グループ）（以下では、この3者をまとめて「活動参加者」といいます。）が、2種会員が属する団体としての活動中または自（活動参加者が活動場に参加するために当該活動場所を含みます。）と当該活動場所の付近に滞在し、偶発にケガまたは特定疾病を被った場合に、当法人が、2種会員が属する団体または活動参加者に対し一定の見舞金をお支払いします（以下では、「費用補償サービス」といいます。）
- 2種会員が属する団体の運営管理や活動中に起こした活動参加者または第三者の身体または健康に被害が生じたことにより2種会員が属する団体の法的な賠償責任が生じた場合に、当法人が、2種会員が属する団体、活動参加者または第三者に対し賠償金の全部または一部をお支払いします（以下では、「賠償金補償サービス」といいます。）
- なお、安全補償制度サービスは、あくまでも福利厚生サービスの一環として各会員に対して提供されるものもあり、安全補償制度サービスで提供される場合であっても、当法人が2種会員及び2種会員が属する団体等に対して活動参加者または第三者に対する法的責任を負負するものではありません。
- 原則(1)記載の「特定疾病」とは、以下の各号のいずれかに該当する場合をいいます。
(1)急性虚血性疾患（心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患
(2)くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患
(3)気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
(4)脳性急中毒
(5)日射病及び熱射病等の熱中症
(6)低体温症
(7)脱臼症
- 賠償金補償サービスの提供は、当法人、2種会員または3種会員が属する団体が、活動参加者または第三者に対し、事前に当法人に届け出る活動場所における事前に当法人に届け出る活動に関する事項に当法人が同意し得たか否かから法定的な賠償責任を負担した場合に受けられます。なお、活動参加者または第三者の親族に対するものも含みます。
- 緊急医療費
(2) 損害賠償金
(3) 前払金・保証費用
(4) 協賛費用
(5) 求職支援金・行旅費用
(6) 訴訟費用（弁護士費用を含みます。）
- 以下の各号のいずれかに該当する場合には、費用補償制度サービスの一部または全部の提供を受けることができます。
(1) 活動参加者の氏名が、ケガまたは特定疾病の原因（以下では、単に「原因」といいます。）が発生した活動場へ向けて出席する前に2種会員が属する団体が購入を名義に記載されていない場合
(2) 原因の発生場所が、活動参加者の自宅と2種会員が属する団体の活動場所との間の距離から想定している場合
(3) 原因が2種会員、2種会員が属する団体、3種会員（指導者）、3種会員（選手）またはこれらの者の代理の代表者または指定された役員によって発生した場合
(4) 原因が2種会員、2種会員の所属する団体、3種会員（指導者）、3種会員（選手）またはこれらの者の代理、初行等によって発生した場合
(5) 活動参加者またはケガの原因が「むし打撲」または遊戯用具の場合
(6) 活動参加者の飲酒、喫煙または傷害による発生した場合
(7) 原因が競争や争奪等によって発生した場合
(8) 原因が怪状物質や放射性物質等の有害な物質に起因する場合
(9) 活動参加者またはケガまたは特定疾病が活動参加日の前月12ヶ月以内には医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく医薬品を使用した原因のある急性心疾患、急性脳疾患・急性呼吸器疾患による場合（ただし、継続して2年以上当法人の会員である者を除きます）
(10) その他、(1)ないし(8)に該当する事情を認められる場合
(11) その他、当法人が事案の性質等にもよる安全補償制度サービスの提供し得ない判断する場合
(12) 当法人が契約する保険契約で保証が支払われない場合
- 原因に該当するか、以下の各号のいずれかに該当する場合には、賠償金補償サービスの一部または全部の提供を受けることができます。
(1) 当法人または2種会員が属する団体が法律上の賠償責任を負うこととなった原因（以下では、単に「原因」といいます。）が2種会員が属する団体の活動場所以外で発生した場合
(2) 原因が2種会員、2種会員が属する団体またはその代理の代表者によって発生した場合
(3) 原因が労働者によって発生した場合
(4) 原因が競争や争奪行動によって発生した場合
(5) 原因が「火災・洪水・津波等の天災」によって発生した場合
(6) 原因が2種会員または2種会員が属する団体の「使用・管理する財物の損壊である場合
(7) 原因が労働者、労働者委託者、労働者派遣者による傷害、天災に起因する財物の損壊である場合
(8) 原因が「保管・運搬・取扱い等」に関与しなかった前、等に起因する財物の損壊である場合
(9) 原因が「盗難・窃盗」に関与しなかった前、等によって発生した場合
(10) 原因が自動車または船舶に於いて第三者の所有・使用・管理によって発生した場合
(11) 2種会員または2種会員が属する団体の費用（2種会員である場合を含みます。）にケガまたは疾病が発生した場合
(12) 2種会員または2種会員が属する団体が賠償責任を負った使用に対し正当な権利を有する者に対して当該財物の損壊につき賠償責任を負担する場合
(13) 2種会員または2種会員が属する団体から当法人に対し、その活動場所以及当該活動場所における活動内容の事前の届け出がない場合あるいは原因当該原因の調査を逸脱した活動によって発生した場合
(14) 費用補償サービス及び賠償金補償サービスにおける賠償対象及び賠償範囲は、それぞれ以下のとおりです。
(1) 費用補償サービス
事業者の補償金額は、下記①ないしの金額を上限に、事業者の性質に応じて当法人が適正妥当と判断した金額とします。なお、賠償金補償サービスの原因の発生につき弁護士との関与が必要となる場合は、2種会員及び2種会員が属する団体は、当法人が指定する弁護士を代理人とすることを要します。
①対人賠償 1名1億円、1事故につき最高5億円
②対物賠償 1事故につき最高5000万円
- 2種会員または2種会員が属する団体が安全補償制度サービスの内容を重視する保険契約を締結し、それによる保険金が支払われた場合の補償金額は、前項記載の各上限額から当該保険金額を控除した金額を上限とします。
- 安全補償制度サービスについて、以下の項目に当てはまる場合は補償を受けられません。
(1)2種会員、2種会員が属する団体または活動参加者は、原因発生直前に、原因発生時より当法人に届け出なければならないものとし、原因発生から6ヶ月以上が経過した後の届け出に対しては、安全補償制度サービスを提供しないものとし、(2)当法人に届け出なければならない、1名100万円以内の自身負担金請求に関して、所定の書類の取寄せの取付、提出がない場合は安全補償サービスを提供しないものとし、なお、前項の取得にかかる費用は安全補償サービスに含まれないものとし、(3)安全補償制度サービスの提供を受けるに当たっては、2種会員及び2種会員が属する団体は、当法人に届け出なければならないものとし、(4)安全補償制度サービスの提供を受けるに当たっては、2種会員及び2種会員が属する団体は、事前に当法人の指示に従うこととを要します。万一2種会員、2種会員が属する団体または活動参加者が本規定または当法人の指示に従わなかった場合には、安全補償制度サービスの提供を受けられないこととなります。
- 安全補償制度サービスにつき本規定に定めのない事項については、保険会社が定める約款に従うこととします。また、本規定の定めと当法人が契約する保険契約にかかるとの約款の異なる場合には、約款の定めに従うものとし、2種会員は、必ず各自で当該約款を確認してください。

- 費用補償サービス
事業者の補償金額は、下記①及び②の金額を上限に、事業者の性質に応じて当法人が適正妥当と判断した金額とします。なお、賠償金補償サービスの原因の発生につき弁護士との関与が必要となる場合は、2種会員及び2種会員が属する団体は、当法人が指定する弁護士を代理人とすることを要します。
①対人賠償 1名1億円、1事故につき最高5億円
②対物賠償 1事故につき最高5000万円
- 2種会員または2種会員が属する団体が安全補償制度サービスの内容を重視する保険契約を締結し、それによる保険金が支払われた場合の補償金額は、前項記載の各上限額から当該保険金額を控除した金額を上限とします。
- 安全補償制度サービスについて、以下の項目に当てはまる場合は補償を受けられません。
(1)2種会員、2種会員が属する団体または活動参加者は、原因発生直前に、原因発生時より当法人に届け出なければならないものとし、原因発生から6ヶ月以上が経過した後の届け出に対しては、安全補償制度サービスを提供しないものとし、(2)当法人に届け出なければならない、1名100万円以内の自身負担金請求に関して、所定の書類の取寄せの取付、提出がない場合は安全補償サービスを提供しないものとし、(3)安全補償制度サービスの提供を受けるに当たっては、2種会員及び2種会員が属する団体は、事前に当法人の指示に従うこととを要します。万一2種会員、2種会員が属する団体または活動参加者が本規定または当法人の指示に従わなかった場合には、安全補償制度サービスの提供を受けられないこととなります。
- 安全補償制度サービスにつき本規定に定めのない事項については、保険会社が定める約款に従うこととします。また、本規定の定めと当法人が契約する保険契約にかかるとの約款の異なる場合には、約款の定めに従うものとし、2種会員は、必ず各自で当該約款を確認してください。

- （マウスガード着用及促進事業）
- マウスガード着用促進活動サービス（以下では、「マウスガード着用サービス」といいます。）は、以下の各号により構成されます。
(1) マウスガードに関する調査及び情報の発信
(2) マウスガードに関するお問い合わせ、ご相談への対応
(3) マウスガード新着に当たっての関係機関の紹介
(4) マウスガードに関する助産費、セミナー等の開催
(5) その他、(1)ないし(4)に附随する様々なサービスの提供（体づくり支援活動）
- 交流活動サービス（以下では「体づくサービス」といいます。）は、以下の各号により構成されます。
(1)体づくのための適切なトレーニングに関する情報の発信
(2)体づくのための適切なメンタルコントロールに関する情報の発信
(3)体づくのための適切な食育に関する情報の発信
(4)体づくに関する助産費、セミナー等の開催
(5)その他、(1)ないし(4)に附随する様々なサービスの提供
- AED普及促進活動
19)AED普及促進活動サービス（以下では、「AEDサービス」といいます。）は、以下の各号により構成されます。
(1)AEDの普及状況に関する調査及び調査結果の発信
(2)AEDの使用手法等に関する助産費、セミナー等の開催及び情報の発信
(3)（1）及び(2)に附随する様々なサービスの提供
- （スポーツ事故防止活動）
- スポーツ事故防止活動サービス（以下では、「スポーツ事故関連サービス」といいます。）は、以下の各号により構成されます。
(1) スポーツ事故の現状に関する調査及び調査結果の発信
(2) スポーツ事故防止に向けた助産費、アドバイス等
(3) スポーツ事故に関する助産費、セミナー等の開催
(4) スポーツ事故に関する会員からのお問い合わせ、ご相談への対応
(5) スポーツ事故発生時の助産費、アドバイス等
(6) (1)ないし(4)に附随する様々なサービスの提供

- 【雑事に】
- 本規定の定めは、当法人によって調査改正することができるものとします。ただし、4月1日をもって改正後の規定が効力を発する場合でない限り、当法人は事前に各会員に対し改正につき通知するものとし、また、今後もし新たにさまざまな分野で活動することを目指し、その成果を会員の皆様と還元させていただきます。当法人は、会員に対して上記の福利厚生サービスを提供することにより、日本の子ども達が安全かつスポーツに打ち込むことができる環境づくりを目指しています。また、今後も新たにさまざまな分野で活動することを目指し、その成果を会員の皆様と還元させていただきます。当法人の活動につきまして、会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



こどもたちに安全で豊かな

スポーツライフを

JS

一般社団法人
ジュニアスポーツライフネットワーク



ジュニアスポーツライフネットワークとは

子どもたちが安全にスポーツに打ち込める環境づくりを目指し、各種スポーツ関係団体の団員が一致団結・協力のもと創設した一般社団法人です。我々はスポーツ活動中に起こり得る、あらゆる事故への備え方を全国のスポーツ団体を支える代表者様や指導者の方へ広めて参ります。また、子どもたちや保護者の皆様にもスポーツ活動は常に危険と隣り合わせである旨を十分に理解して頂けるような情報を発信して参ります。どうぞご支援、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

事業目的

子どもたちが安心して楽しくスポーツに取り組めるようにジュニアスポーツ活動・社会教育活動の現場およびその周辺における安全の確保、環境の整備、指導者の育成等の施策を普及させ日本のジュニアスポーツの発展ならびに社会教育の振興に寄与することを目的とする。

各種事業



ジュニスポ安全補償制度とは

中学生以下のスポーツ活動に伴う様々なリスクに備える補償制度です。本制度は一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク会員のみ適用されます。



マウスガード普及推進活動とは

マウスガード(マウスピース)装着時の安全性を調査し、スポーツ活動中の接触事故の防止に努める 呼びかけと様々な情報を発信していきます。



体づくり支援活動とは

現在子供達のスポーツを取り巻く環境を周知し、トレーニング、メンタル、食育の観点から子供達の体づくり支援、サポートを行って参ります。



スポーツ事故防止活動とは

過去の事例からスポーツ活動中に起こり得るあらゆる事態を想定し、子どもたちの安全を守るための活動です。



AED 普及推進活動とは

ジュニアスポーツライフネットワークでは AED の普及を推進していくに当たり、普及の現状と重要性を伝 達し皆様に AED の重要性を伝えてまいります。

会員登録

一種会員・賛助会員(個人及び団体)

本法人の目的に賛同し事業遂行に関与協力する者で理事会の承認を得た者および団体 入会希望の方は面談を行いますので事務局までご連絡ください。

一種会員 会費：10,000 円 / 年

※ジュニスポ安全補償制度の対象外です。

二種会員(個人)

本法人の目的に賛同するスポーツ団体の代表者等である者で理事会の承認を得た者 入会希望の方は**会員規定**を必ず一読し**入会申込用紙**(二種・三種)をご記入のうえ、ご送付ください。

二種会員 会費：1,200 円 / 年

三種会員(個人および団体)

本法人の目的に賛同するスポーツ団体の指導者や選手、ボランティアスタッフグループ等

三種会員(指導者)・・・二種会員が属する団体の指導者および監督、コーチ等

三種会員(選手Ⅰ)・・・二種会員が属する団体に所属する中学生以下の少年少女

三種会員(選手Ⅱ)・・・二種会員が属する団体に所属する高校生以上からシニア

三種会員(グループ)・・・二種会員が属する団体のボランティアスタッフグループ※1

※1・・・二種会員が属する団体の中学生以下の少年少女の保護者が対象となります。

三種会員(チーム)・・・条件は以下になります。

三種会員(指導者) 会費：1,200 円 / 年

三種会員(選手) 会費：750 円～6,000 円 / 年

※活動種目によって金額が異なります。

三種会員(グループ) 会費：5,000～30,000 円 / 年

※三種会員(グループ)は年度途中のスタッフ増減が想定されるため、団体所属の三種会員(選手Ⅰ)の入会数と同数として換算し会費を設定するものとする。
三種会員(選手Ⅰ)の入会数が10～100名の場合：1グループあたり5,000円、101～300名の場合：15,000円、301名以上の場合：30,000円とする。

入会特典

- ・ジュニスポ安全補償制度の対象となります。
- ※福利厚生規定を必ずお読みください。
- ・各種事業で行うイベントの情報および参加優待が受けれます。

会員有効期間

会費納入時～次を迎える3月31日とする。

登録までの流れ

会員規定を一読し、**入会申込用紙**(二種・三種)に必要事項を記入のうえ、事務局あてに FAX もしくはメールにて送付ください。

チーム会員募集

チーム会員の条件

二種会員が1名以上で構成されている団体で、三種会員(選手Ⅰ)が10名以上の場合は、本法人の『チーム会員』として登録できます。

チーム会員の会費

登録時の・・・
[二種会員の会費]+[三種会員(選手Ⅰ)人数×会費]+[三種会員(指導者)人数×会費]=①
[三種会員(グループ)の会費]=② チーム会員の会費は①+②

チーム会員の特典

- 通常の入会特典以外にこんな特典が付いてきます。
- ・入会時の会費で1年間サポート※チームに入会があった場合も追加徴収はありません。
- ・名簿の提出のみで入会手続き終了(選手Ⅰのみ)